

ID: 1034

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	父又は母に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第10条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第10条の規定による。 第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日